

新サービス「フロンティアのご家族安心サポート」の取扱開始

第一フロンティア生命保険株式会社(代表取締役社長:武富 正夫)は2021年4月1日より、新サービス「**フロンティアのご家族安心サポート**」の取扱いを開始いたします。

当サービスは、ご契約者が自ら手続きを行うことができない場合に、予め指定されたご家族の方(保険契約者代理人)が、ご契約者に代わってご契約の諸手続きや契約内容の確認などを行うことができる無料のサービスです。これにより、ご契約者が認知症などにより手続きができなくなった場合にも、安心してご契約を継続いただくことができます。

当社は、今後も「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを機動的に提供し続けることで、お客さまと大切なご家族の安心で豊かな生活を支えてまいります。

*より多くのお客さまに当サービスをご利用いただけるよう、新契約への付加はもちろん、既契約への中途付加も取り扱います。

<開発の背景>

高齢化を背景に、認知症の患者数は増加しており、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症になると予測されています[※]。認知症になった場合、意思表示が困難になり、ご本人による手続きができなくなるケースが多くあります。

こうした現状を踏まえ、日頃からご契約者のご家族が契約内容を確認することができ、もしものときにはご契約者の介護費用を準備するためにご家族が契約内容の変更を行えるなど、契約の管理や手続き面でご家族がサポートできるしくみとして、「**フロンティアのご家族安心サポート**」を開発いたしました。

※ 出所:厚生労働省「平成26年度 日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

フロンティアの ご家族安心サポート

手続き
の代理

保険契約者代理特約

ご契約者自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と当社が認めた場合は、**「保険契約者代理人」がご本人に代わり手続きを行うことができます。**



ご契約内容
の照会

契約内容ご案内制度

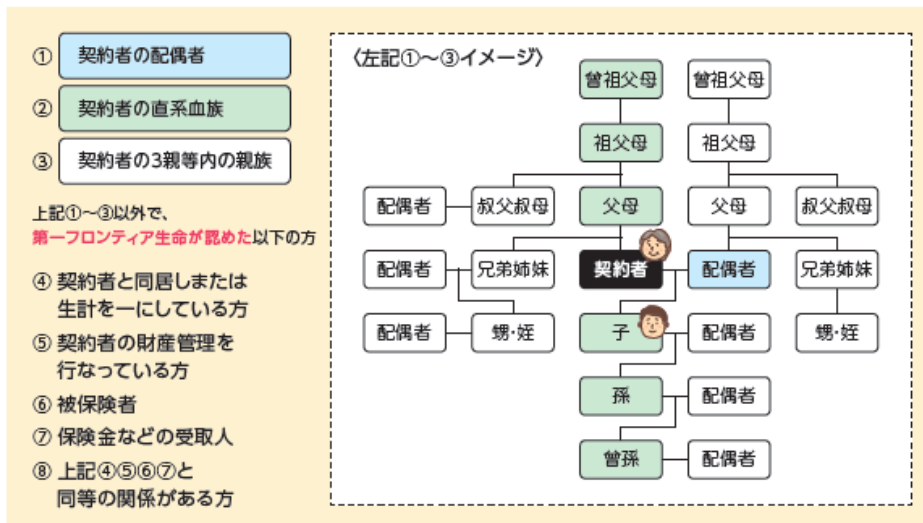
「保険契約者代理人」がご契約内容について、**いつでも照会できます。**

* 「フロンティアのご家族安心サポート」は、「保険契約者代理特約」と「契約内容ご案内制度」の2つのサービスの総称です。

「フロンティアのご家族安心サポート」の詳細

保険契約者代理特約

- 本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。
- 保険契約者代理人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲内から1人指定できます。



契約内容ご案内制度

- 当社より、保険契約者代理人にご契約の内容を郵送でお知らせします。
- ご契約中、ご契約者本人と連絡がつかない場合などに、保険契約者代理人にご契約者の連絡先を確認させていただきます。

「フロンティアのご家族安心サポート」による対策例

ご契約者が認知症になり施設に入居することになった。
入居費用が必要で解約したいが、ご本人は手続きできない。

ご契約者が認知症になってしまった。
保険証券があるが、ご家族では契約内容がよく分からない。

「保険契約者代理特約」で
対策が可能です！

「契約内容ご案内制度」で
対策が可能です！



このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましてはサービスの取扱開始日以降、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

以上

(登)B20F0637(2021.03.17)